

規制改革ホットライン処理方針  
(令和2年10月19日から令和2年11月24日までの回答)

## デジタルガバメントワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
運転免許更新について	検討に着手	◎	1
免許証更新手続きのシステム化	検討を予定	◎	2
運転免許書き換え	対応不可		3
免許更新手続き3年延長の法整備をお願いします。	その他		4
コロナ禍に於ける空港での入国書類の簡素化	【法務省】 検討を予定 【厚生労働省】 検討に着手	◎	5
証明書取得の利便性向上	【総務省】 対応 【財務省】 対応	措置済	6
パスポートの簡略化	対応	◎	7
鉄道に関する認定事業者制度のデジタル化について	現行制度下 で対応可能	措置済	8
検査対象軽自動車の継続検査時における納税証明書の提示の省略について	検討に着手	◎	9
道路使用、占用届出の各種省略	【道路使用許 可】 検討に着手 【道路占用許 可】 対応	◎	10
新規法人設立時の行政手続きワンストップ化及びオンライン化について	対応	措置済	11
デジタル化推進の一步は「捺印廃止」から	【内閣府】 対応 【文部科学省】 対応 【総務省】 対応	措置済	12
マイナンバー	対応	措置済	13

## (注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

デジタルガバメントWG関連

番号:1

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月29日	回答取りまとめ日	2年11月24日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	運転免許更新について
具体的内容	運転免許更新の手続き、講習をオンライン、交付のみオフラインで行う。
提案理由	<p>門真試験場での出来事です。                  緊急事態宣言発令中の5月に更新期限が到来する為、期限を延期しておりました。                  私と同時期に更新時期が到来する方と、もともと9月が更新時期の方と被るので、混雑は予想していました。                  混雑の中、感染拡大対策の為、事前予約制にしたり体温測定、アルコール消毒等、工夫は感じられましたが、それでも長者の列をなしてソーシャルディスタンスも何もありませんでした。すれ違う方々とは非常に近い距離でしかも咳をしている方さえいました。                  前置きが長くなりましたが、そもそも運転免許更新の手続きに疑問を感じます。                  手続き、講習はオンラインで行い、交付のみ行けばいいようにできませんか？                  コロナウイルス感染の心配もありますが、受付から交付まで合計3時間かかりました。(講習まで1時間空いて待機していた時間も含まれます)                  家には0歳の息子もおり、休みの日の3時間はふれあいの貴重な時間です。                  コロナの影響をなしにしても、あの状況が毎日繰り返されていることを役所の職員のだれもおかしいという人がいないことに疑問を感じます。これこそ縦割りの弊害であり、悪しき前例であると思います。                  役所職員の人件費削減ができます。                  お忙しい中大変恐縮ですが、是非ご一考願います。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	警察庁
制度の現状	現行の運転免許証の更新手続では、視力検査等や講習を受けていただき、新運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいています。	
該当法令等	道路交通法第101条第1項、第5項及び第6項 道路交通法施行規則第29条	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	運転免許証の更新手続については、優良運転者の更新時講習のオンライン化等について、検討を進めています。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:2

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月29日	回答取りまとめ日	2年11月24日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	免許証更新手続きのシステム化
具体的内容	東京小金井警察署での運転免許証更新 1. 判を押すだけなどの事務処理を一か所でもっと集中的にやるべき。 2. 受付人員の削減 3. システム導入による一元管理
提案理由	東京小金井警察署での運転免許証更新に2020年5月に訪れたが、その事務手続きは、おそらく昭和のころから変わらぬやり方ではないか？と思うほど、極めて非効率であると感じた。判を押すだけなどの事務処理を一か所でもっと集中的にやるべき。順番に待ち、また別の受付窓口の前で同じように並ぶという旧態依然とした対応であり、これが日本か？と残念に思った。人海戦術による費用経費の削減も重要だが、毎日 免許更新にくる人達の時間ももっと効率化できると感じた。
提案主体	個人

	所管省庁	警察庁
制度の現状	運転免許証の更新手続きは、各都道府県の運転免許センターや警察署等において行われており、免許証の更新を希望される方には、更新申請書の記入・提出、手数料の納付、適性検査(視力等)の受検、運転経歴に応じた講習の受講等の手続きを経て、新しい免許証が交付されます。	
該当法令等	道路交通法第101条、第108条の2	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	警察庁では、これまでも、都道府県警察に対して、運転免許証の即日交付、日曜日窓口の開設等を指導してまいりました。 運転免許証の更新手続きについては、優良運転者の更新時講習のオンライン化をはじめとして、今後も、国民の皆様の御意見・御要望等も踏まえつつ、手続きの簡素合理化及び更新時講習の運営改善に向けて検討を進めてまいります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:3

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月29日	回答取りまとめ日	2年11月24日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	運転免許書き換え
具体的内容	運転免許書き換えを市役所で出来るように出来ないですか。
提案理由	長崎県松浦市に住んでいます、大村市試験場まで遠すぎます、少しでも違反があると大村市試験場まで行かなければ成りませんせめて佐世保市に出来ないですか。
提案主体	個人

	所管省庁	警察庁
制度の現状	現行の運転免許証の更新手続では、視力検査等や講習を受けていただき、新運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいています。	
該当法令等	道路交通法第101条第1項、第5項及び第6項 道路交通法施行規則第29条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>運転免許証の更新を受けようとする方は、視力検査等や講習を受けていただき、新運転免許証を交付する必要があることから、そのための設備等が整った運転免許センター等にお越しいただく必要があると考えております。</p> <p>運転免許証の更新手続については、優良運転者の更新時講習のオンライン化をはじめとして、今後も、国民の皆様の御意見・御要望等も踏まえつつ、手続の簡素合理化及び更新時講習の運営改善に向けて検討を進めてまいります。</p>	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:4

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月29日	回答取りまとめ日	2年11月24日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	免許更新手続き3年延長の法整備をお願いします。
具体的内容	3密を避けて免許更新手続きを3か月ごとに繰り返していますがコロナは長期戦でたった3か月間の延長は不合理です。まともなワクチンが出来るのは3年は必要ですので、せめて「3年間の延長」を可能にする法整備を早期に決定されることを希望しています。これは高齢者と同居する全国民の願いです。生活上車の運転は必要で免許も必要です。免許更新のためコロナに感染するのは避けたいです。
提案理由	3密を避けるため「3か月間の免許更新手続き」を繰り返す手間と費用を思うと、1回の手続きで国民が安心して運転できるように「免許更新手続き3年延長」を法整備するべきだと思います。免許センターも3か月ごとに手続きを繰り返すより1回で3年延長が出来るほうが職員の皆さんの手間も無用になると思います。こういう「3年間の延長」のような決定は法整備が必要ですので投稿しました。宜しくお願い致します。
提案主体	個人

	所管省庁	警察庁
制度の現状	運転免許証の有効期間は、その更新を受けた者等の違反状況等に応じて3年から5年とされています。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、一定の場合において、必要な法的措置を経て、国の行政機関の長は、運転免許証の有効期間等の行政上の権利利益に係る満了日の延長措置をとることが可能になります。	
該当法令等	道路交通法第92条の2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第57条	
対応の分類	その他	
対応の概要	新型コロナウイルス感染症の影響下における運転免許証の有効期間の延長等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の運用状況等を踏まえ、適切に対応すべきものと考えております。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:5

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月29日	回答取りまとめ日	2年11月24日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	コロナ禍に於ける空港での入国書類の簡素化
具体的内容	入国時に検疫と入管にそれぞれ質問表や健康カードを記入するが、検疫や入管の書式は違っているものの、内容は大方似ている。これを共通書式にして検疫と入管が共有する。
提案理由	長時間のフライトで疲れた乗客の負担軽減と、コロナ禍の入国手続きの時間短縮を図る。
提案主体	個人

	所管省庁	法務省厚生労働省
制度の現状	<p>【法務省】 現在、法務省では、当分の間、上陸の申請日前14日以内に152の国・地域における滞在歴がある外国人について、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとしています。 上陸拒否対象地域から入国される方については、その滞在歴を正確に把握するために、質問票を記載していただいております。</p> <p>【厚生労働省】 検疫所にて記入いただく質問票は、検疫法第12条に基づくもので、入国者の健康状態を把握するために必要不可欠な書類です。また、健康カードにつきましては、入国者の国内における過ごし方について、感染拡大防止の観点から周知するものです。</p>	
該当法令等	<p>【法務省】 法第5条第1項第14</p> <p>【厚生労働省】 検疫法</p>	
対応の分類	【法務省】検討を予定【厚生労働省】検討に着手	
対応の概要	<p>【法務省】 検疫所と入管庁が提出を求める書類は、検疫所が防疫措置に関する判断のため、入管庁が入国可否に関する判断のためと目的が異なることに加え、それぞれの行政目的を達成するのに必要な範囲でしか情報を保有することはしない上、両機関は、上陸拒否方針の変更に応じて直ちに書式などの変更を行う必要がそれぞれあり、時間的制約の観点からも、共通の様式とするのは困難です。 他方、11月1日から、中国、韓国等9か国・地域について上陸拒否の対象から除外されたため、今後、上陸拒否の対象地域でない国・地域からの入国者が増加することが予想されますので、これまでどおり厳格な入国審査は継続しつつ、一方で円滑な上陸の手続きも同時に取り組むべき課題だと認識しております。その点を踏まえて、質問票の取り扱いを含めた手続きの簡素化について、検討していきたいと考えます。</p> <p>【厚生労働省】 現在、質問票の電子化について検討中です。これにより、入国者自身のスマートフォンを使用した申告を可能とし、入国者の負担軽減や検疫手続の効率化を図ります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:6

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月29日	回答取りまとめ日	2年11月24日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	証明書取得の利便性向上
具体的内容	住民税、所得税、個人事業税などの納税証明書を市役所又はコンビニで受け取れるようにする。市役所ではマイナンバーカードと暗証番号を入力すれば、すぐに受け取れるようにする。かつ料金は安くする。
提案理由	現状は税金の種別により受け取り場所が3カ所に分かれている。車で30分かけてやっと辿り着いたかと思えば、昼休み中で1時間待たされる。さらに申請書を記入してから40分待つようやく受け取れる。書類1枚の発行にトータル2時間10分、料金は2,400円。コンビニなら1分で受け取り、印刷代で30円というところ。せっかくマイナンバーがあるのだから、こういったシステムを改善してほしい。
提案主体	個人

	所管省庁	総務省財務省
制度の現状	<p>【総務省】 現在、課税主体の窓口ですすでに取得できるものであることに加え、自治体の判断によりコンビニ交付サービスの対象とすることもでき、国としては、導入を促すために特別交付税措置を講じています。また、庁舎内に交付用端末を設置している団体もあります。</p> <p>【財務省】 マイナンバーカードをお持ちであれば、国税の納税証明書を自宅等からオンラインで請求していただくことができます。</p> <p>この場合、電子ファイル(XML形式)で受け取ることができるほか、書面により郵送で受け取ることもできます。手数料についても370円と書面での請求と比べて30円安価です(郵送の場合、別途郵送料が必要となります。)</p>	
該当法令等	<p>【総務省】 なし</p> <p>【財務省】 国税通則法</p>	
対応の分類	【総務省】対応【財務省】対応	
対応の概要	<p>【総務省】 各種証明書に係るコンビニ交付サービスの導入については、納税者を含めた住民の利便性向上に役立つことから、引き続き地方財政措置も講じることで、地方団体の導入を促し、さらなる普及を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>【財務省】 制度の現状欄に記載したオンライン請求をさらに便利にするため、令和3年7月から、納税証明書を電子ファイル(PDF形式)で受け取れることを可能とする予定です。</p> <p>この納税証明書は、コンビニに行くことなく申請者の自宅等で印刷して使用することが可能となります。これは、この納税証明書には記載すべき事項が記録された「QRコード」が付されており、「QRコード」を読み取ることによって記載内容の真正性を確認することができるためです。</p>	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:7

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月29日	回答取りまとめ日	2年11月24日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	パスポートの簡略化
具体的内容	マイナンバーカードに個人情報をひも付けたり申請を機械化するなどして、パスポート申請の手続きを簡略化していただきたいです。
提案理由	パスポートを取得する際、待ち時間が長かったから。デジタル化による人件費削減、(このことにより他の部門の働き手不足も解消される)。マイナンバーカードと個人情報をひも付けることにより、将来的には引越しの手続きや源泉徴収なども効率的に行うことが期待される。
提案主体	個人

	所管省庁	外務省総務省
制度の現状	一般旅券の発給申請に当たっては、申請者又は代理人が、国内においては旅券事務所に、国外においては領事館に出頭の上、必要書類を提出いただいております。受付窓口にて、担当者は書類をチェックし、申請者と共に申請書の記載に間違いがないか確認し、受領証を交付しております。	
該当法令等	旅券法第3条	
対応の分類	対応	
対応の概要	デジタル・ガバメント実行計画(2019年12月20日改定)等を踏まえつつ、一般旅券の発給申請について、マイナンバーカードを活用したオンライン申請の導入を目指しています。オンライン申請等により、申請者の利便性向上を図って参る所存です。	

区分(案)	◎
-------	---



提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:8

受付日	2年9月19日	所管省庁への検討要請日	2年10月29日	回答取りまとめ日	2年11月24日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	鉄道に関する認定事業者制度のデジタル化について
具体的内容	鉄道局への届出、鉄道局が実施する検査等については未だに紙媒体で実施しており、民間の鉄道会社を実施する3次元データを活用した生産性の高い業務の弊害となっている。海外では主流となり、日本でも一般的になりつつあるBIM/CIM、点群データを活用できる仕組み作りを官民一体で実現することを提案する。
提案理由	現在の鉄道業界のBIM/CIMについては鉄道局の二次元業務に対応するため、三次元データと平行し二次元データを用いることでダブルスタンダードとなっている。これを解消すれば二次元化の業務がなくなることになり、全鉄道業界の年間数兆円程度に及ぶ設備投資費、維持管理費、建設費のうち少なくとも1割程度の図面、書類作成費のコストダウン、生産性向上が見込める。 また、これらのデータは国土交通省の推し進める国土プラットフォーム構想や国土のデジタルツインに活用できることから、国の推し進めるMaaSなどの社会課題解決を図る有効な基盤となりうる。
提案主体	個人

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	鉄道事業法に基づく工事施行認可や鉄道施設の変更認可等に係る申請及び届出(図面を含む)につきましては、紙媒体による提出のほか、メール等による三次元データの提出も可能としています。	
該当法令等	鉄道事業法第八条、第9条、第12条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:9

受付日	2年9月22日	所管省庁への検討要請日	2年10月29日	回答取りまとめ日	2年11月24日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	検査対象軽自動車の継続検査時における納税証明書の提示の省略について
具体的内容	検査対象軽自動車の継続検査(いわゆる車検)受検時には、軽自動車検査協会で軽自動車税の納税証明書の提示を求められる。 登録車の継続検査時には、数年前から運輸支局での自動車税の納税証明書の提示を省略できるようになっている。 自動車税は都道府県税、軽自動車税は市区町村税との違いはあるが、検査対象軽自動車の継続検査時にも納税証明書の提示を省略できないか。
提案理由	検査対象軽自動車の軽自動車税の納税証明書を紛失した場合、使用の本拠地がある市区町村役場で納税証明書を発行してもらえるが、遠方の場合は取得するのに手間と時間がかかる。
提案主体	個人

	所管省庁	総務省国土交通省
制度の現状	軽自動車税の納税確認の電子化は現状対応しておりませんが、現在、実現に向けて検討しております。	
該当法令等	道路運送車両法第97条の2	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	軽自動車税の納付確認の電子化の実現に向けて、引き続き関係者と検討を進めてまいります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号: 10

受付日	2年9月24日	所管省庁への検討要請日	2年10月29日	回答取りまとめ日	2年11月24日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	道路使用、占用届出の各種省略
具体的内容	現在、所管の警察署に道路使用、道路占用の届出において、届け出者の押印(社長印や支店長印など)が必要となっている。 また、許可証の受け取りは警察署に伺わなければならない。 インターネットでの申請、受領ができないものか。 届け出者の押印
提案理由	まず、ハンコレスが可能。 また、申請時、受領時の待機や移動が不要となる。 紙を使用しないので、省エネ、コスト削減でもある。 許可までの日数などはいいとしても、受領に時間がかかるなども削減でき、警察や役所の窓口負担も不要となる。
提案主体	個人

	所管省庁	警察庁国土交通省
制度の現状	<p>道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない特別な使用行為と交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度であり、警察署長が許可をすることとなっており、道路使用許可申請書に記名する場合には押印が必要となっております。</p> <p>なお、都道府県の警察機関に係る申請等のオンライン化については、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条において、都道府県公安委員会等(都道府県公安委員会、警視總監、道府県警察本部長又は警察署長)に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、都道府県公安委員会が定めることとされています。</p> <p>道路占用許可は、道路に物件等を設け、継続して使用しようとする場合においては道路管理者の許可を受ける制度となっており、書面で道路占用許可申請書を提出する場合は押印が必要となっております。また、直轄国道の道路占用手続については、道路占用システムにて電子手続を行うことも可能となっております。</p>	
該当法令等	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第78条第1項、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第10条</p> <p>国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条</p> <p>道路法ならびに道路法施行規則</p>	
対応の分類	【道路使用許可】検討に着手【道路占用許可】対応	
対応の概要	<p>令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、警察庁においては、道路使用許可申請の手続における押印は廃止する方向で検討しております。</p> <p>道路使用許可の申請を含め、警察が所管する行政手続のオンライン化に向けて、本格的な検討を進めていく予定であり、許可証の交付手続の電子化についても今後検討していく必要があると考えております。</p> <p>また、一部の手続については、まずは、メールでオンライン申請を受け付ける試行的なポータルサイトを構築する予定です。</p> <p>道路占用許可申請書の押印欄については、現在削除する方向で検討しているところです。また、直轄国道に関しては、道路占用システムにて道路占用許可申請を行うことも可能となっており、許可証の受領に関しては、郵送での対応を行うこともあります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:11

受付日	2年9月25日	所管省庁への検討要請日	2年10月29日	回答取りまとめ日	2年11月24日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	新規法人設立時の行政手続きワンストップ化及びオンライン化について
具体的内容	新規法人設立時に下記手続きが必要となりますが、それぞれ場所がバラバラな上、窓口で手続きが必要なため、かなりの労力を要します。東京都などの特区においてワンストップ化が図られるなどの取り組みを推進していたかと記憶しておりますが、全国的にワンストップ化及びオンライン化に対応していただきたい。
提案理由	<p>法人もマイナンバーが付与されるため、法人マイナンバー発行手続きを行えば、自動的に関係各所に必要な手続きが自動的に行われるようにしていただきたい。</p> <p>ご承知のことと思いますが、新規法人設立手続きに下記担当窓口に行き、必要書類に記入し、手続きを行わなければなりません。</p> <p>【設立時に必要な手続き及び対応窓口】※計8箇所で行う必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款認証(公証役場)→AI技術を用いてチェックを簡略化した方がいい</li> <li>・設立登記(法務局)</li> <li>・労災保険加入(労働基準監督署)</li> <li>・雇用保険加入(ハローワーク)</li> <li>・社会保険加入(年金事務所)</li> <li>・税金に関する届出(税務署+県税事務所+市役所等)</li> </ul> <p>これら手続きに国民が経済活動を休止し、過度なコストを掛けて手続きをしている現状は一刻も早く、改善すべきだと思います。</p> <p>何も最初から全国の行政システムを連携させる必要はなく、インプット側(国民側)だけオンラインで入力できるフォーマットを用意し、手続きが必要な関係各所にデータ送信される仕組みを取り急ぎ、作るだけでもいいと思います。</p> <p>裏側(行政側)は従来通り、当面アナログで作業してもいいと思います。</p> <p>ただ、申請がデジタルデータで行われれば、裏側の作業効率化も一定程度はすぐにはできると思います。</p> <p>大いに期待していますので、ぜひ宜しくお願いします！</p>
提案主体	個人

	所管省庁	内閣官房内閣府大臣官房法務省
制度の現状	<p>新規法人設立時には、ご指摘のとおり定款認証、設立登記のほか、国税、地方税、年金、労働保険、健康保険に係る必要な届出等をそれぞれ行うこととされています。</p> <p>ご提案いただいた法人設立のオンライン化・ワンストップ化については、「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」を平成29年9月から計8回開催し、法人設立のオンライン化・ワンストップ化に向けて関係省庁で連携し検討を進めてきたところです。</p> <p>これらを踏まえ、2020年1月から「法人設立ワンストップサービス」を開始し、現在は設立登記後の各種届出について、マイナンバーカードを用いてオンライン・ワンストップで行うことが可能となっております。</p> <p>&lt;参考&gt; 法人設立ワンストップサービス  <a href="https://app.e-oss.myna.go.jp/Application/ecOssTop/">https://app.e-oss.myna.go.jp/Application/ecOssTop/</a></p>	
該当法令等		
対応の分類	対応	
対応の概要	<p>定款認証と設立登記申請を含めた法人設立に係る行政機関への全手続をオンライン・ワンストップで行うように現在準備を進めています。</p> <p>2021年2月以降は、マイナポータルから法人設立の全手続をマイナンバーカードを用いてオンライン・ワンストップで行うことができるようになりますので、ぜひご利用ください。</p>	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号: 12

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月19日	回答取りまとめ日	2年11月24日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	デジタル化推進の一步は「捺印廃止」から
具体的内容	捺印する人が本人である確証もないのに求める書類が多すぎます。学校へ提出する「伝染疾患の治癒証明書」や「アレルギー管理表」など捺印は全く不要です。これらは教育委員会からの通達一本でなくなると思われ、まずは身近なこういうところから「捺印廃止」をぜひしてください。市の自治会が提出する書類にも捺印を厳しく求めてきます。総務省からは6月に「廃止」の通達が出ていたと思います。なんの予算も入らずにできるこの「通達徹底」をぜひともお願いします。自治体ではこれについてまだ何も考えていないところが多く、まずは中央政府から率先して始めてはいいでしょうか？成果を楽しみにしています。
提案理由	「捺印」はほとんどがこれまでの慣習だけで押しているのが明らか。「登園証明書」にも必要とは！総務省の通達では契約書に判がなくとも内容が双方に理解されていれば問題ない、ハンコがなくとも裁判では契約と見なされると言っていたと思います。ハンコをおす手間、時間の節約になり、このコロナの時代に捺印もらうために出社しているという話を聞いて唖然としました。デジタル化！と叫ぶのならまずこういうところからやっていくのはわかりやすくインパクトもあると思います。困る人、反対する人はいないと思います(印鑑店は別)
提案主体	個人

	所管省庁	内閣府 文部科学省 総務省
制度の現状	【内閣府】 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省は、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めているもの原則として全てについて、年内に、順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化(年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を示す)を行うこととされています。 【文部科学省】 各学校において、これまでの慣例に倣って、保護者等の確認を得ること等を目的に、多岐に渡って学校が保護者等に対して書面による押印等を伴う手続きを求めている実態があることと承知しています。 【総務省】 地方自治法第260条の2第1項の規定により認可を受ける地縁による団体若しくは認可を受けた地縁による団体について、同法施行規則により定められている、地縁による団体の認可申請書、告示事項変更届出書、地縁による団体の規約の変更の認可申請書、所有不動産の登記移転等に係る公告の申請書、所有不動産の登記移転等に係る公告に対する異議申出書において、代表者の氏名又は異議を述べる者の氏名について押印する様式となっています。	
該当法令等	【内閣府】 なし 【文部科学省】 なし 【総務省】 ・地方自治法第260条の2条第2項、第11項 ・地方自治法第260条の3条第2項 ・地方自治法第260条の38第1項、第2項 ・地方自治法施行規則様式	
対応の分類	【内閣府】対応【文部科学省】対応【総務省】対応	
対応の概要	【内閣府】 内閣府からの9月24日付の照会に対し、各府省からは、国民や事業者等に押印を求めている行政手続の99%以上について、見直しを行う方針との回答が示されています。 【文部科学省】 令和2年10月20日に「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について(通知)」を各都道府県教育委員会等へ発出しました。 通知では、学校における保護者等に求める押印の取扱い等について整理するとともに留意事項をまとめ、各学校や地域における実情を踏まえつつ、可能なところから、押印の省略及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めていただくようお願いしています。 【総務省】 左記様式について、押印を不要とする見直しを行っており、現在、関係省令案について、パブリックコメントの手続き(11月3日(火)から12月8日(火)までの間、意見を募集)を行っています。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号: 13

受付日	2年9月24日	所管省庁への検討要請日	2年10月29日	回答取りまとめ日	2年11月24日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	マイナンバー
具体的内容	マイナンバー制度の海外の在留者も利用可能にする件
提案理由	在留邦人は国民一律10万円支給は除外されました。それは外務省が義務化している在留届が過去何十年にもわたり整理確認を怠って来たために現在でも正確な人数把握すら出来ていない現状です。外務省の在留届は窓口提出とオンライン申請と2通りあり、窓口提出ぶんをオンライン移行すらしていません。解決するには総務省(市町村)とデータをやり取りすれば出来るのです。既に総務省のマイナンバーの研究がなされて答申が出されています。これで海外転出届けと在留届を連動させる事により正確な人数把握も出来て、邦人救出も出来るのです。今まで出来なかったのは縦割行政そのものです。現在もマイナンバーは在留邦人は利用出来ず、マイナンバーカードは返却なんです。おかしくありませんか？国内のマイナンバー保有者に銀行を紐付けもよろしいが、その前に在留邦人にもマイナンバーが使えるようにしていただきたい。そして国民全てに給付する際は在留邦人を除外しないでもらいたい。
提案主体	個人

	所管省庁	内閣府大臣官房総務省外務省
制度の現状	マイナンバー(個人番号)は、現在は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の施行日(平成27年10月5日)以降、現に住居基本台帳に記録されている者に付番されていますが、昨年、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(デジタル手続法)によりマイナンバー法が改正され、マイナンバーを付番されたことがある者については、デジタル手続法の公布の日(令和元年5月31日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、国外転出後もマイナンバーカードが利用できることとなります。 なお、旅券法第16条により、外国に住居又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に在留届を提出することが義務付けられており、外務省では緊急事態発生時の安否確認等迅速な在留邦人の把握のために整備してきました。	
該当法令等	旅券法第16条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条、第17条	
対応の分類	対応	
対応の概要	国外転出者による国外転出後のマイナンバーカードの継続利用については、「制度の現状」に記したとおり、デジタル手続法の公布の日(令和元年5月31日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から可能となります。外務省では、今後、マイナンバーカードの国外継続利用が円滑に行われるよう協力していくこととなります。 なお、海外に3ヶ月以上滞在するにもかかわらず在留届を提出しない方、帰国・転出したにもかかわらず転出・帰国届を提出しない方がいると、在留邦人の実態把握ができず、緊急時の安否・所在確認作業に支障を来すため、在留届及び帰国・変更届の提出を積極的に呼びかけるとともに、定期的に在留届提出者の所在等の確認を行う等、在留届の整理に努めているところです。また、現在、在留届の更なる精緻化に向けた検討も進めております。なお、書面によって提出された在留届は、在外公館でシステムにデータ入力し、電子化された情報を管理しています。	

区分(案)	措置済
-------	-----

規制改革ホットライン処理方針  
(令和2年10月19日から令和2年11月27日までの回答)

投資等ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
法人設立後に必要な各種手続き簡略化と省庁間情報共有のお願い	対応	措置済	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

デジタルガバメントWG関連

番号:1

受付日	2年10月2日	所管省庁への検討要請日	2年11月6日	回答取りまとめ日	2年11月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	----------

提案事項	法人設立後に必要な各種手続き簡略化と省庁間情報共有のお願い
具体的内容	法人設立後、法務局や税務署などをまわるようになりますが、イチイチ法人の住所や代表者名などを書かされ、煩雑です。また、発行に手数料のかかる履歴全部事項証明書などを何度も提出させられるのも、事業の促進の妨げです。 法務局と税務署の間での自動での情報共有と、手続きの簡素化(入力・記入事項の削減とWebフォームからの申請の実現)をお願いします
提案理由	まず、法務局で登記すれば、その情報が自動的に税務署に共有されるようにしてください。そうすれば、法人設立届出書と、その提出に付随する履歴全部事項証明書は不要になり、手数料や書類作成の手間、法務局や税務署を行き来する手間もなくなります。 次に、提出に必要な情報を、法人名と法人番号のみに限定してください。代表者名や代表者住所、事務所の所在地、設立年月日などを何度もかかされるのは無駄です。 現在、印鑑証明の発行依頼などは印鑑カードがあれば、法務局の端末から可能です。これを、その他の各種手続きにも拡張してください。 加えて、各種申請や届け出を、Webからも可能にしてください。 これらが実現すれば、各法人で手続きに浪費されていた代表者や代理人のマンパワーを、本来行うべき事業に当て、業務の生産性を上げることが可能になります。利益が増せば、税収も増しますので、結果的に国家にとって有意義であると考えます。 また、登記の情報が税務署に共有されれば、脱税などの不正も防ぐことが可能です。 加えて、情報がデジタルになることで、書類の保管の手間や、保管のための倉庫など物理的な空間が不要になります。資料の溶解廃棄の費用や、それを部署内で取りまとめたり廃棄場所に運んだり廃棄業者とやり取りしたりする職員の労力もなくなります。法人の移転などがあつた場合にも、管轄の地域をまたいだ情報の共有が可能になりますので、手続きがスムーズになります。
提案主体	民間団体

	所管省庁	内閣官房内閣府法務省財務省
制度の現状	法務局における法人設立登記及び税務署における法人の設立届出書はそれぞれ提出する必要があります。なお、平成29年度税制改正により、平成29年4月1日以後に税務署に提出する法人の設立届出書等について、登記事項証明書の添付が不要とされています。	
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法第911条</li> <li>・法人税法第148条</li> <li>・法人税法施行規則第63条</li> </ul>	
対応の分類	対応	
対応の概要	設立登記後の手続きについては、本年1月から、「法人設立ワンストップサービス」により、オンライン・ワンストップで行うことが可能となっているところですが、2021年2月には、定款認証と設立登記申請を含めた法人設立に係る行政機関への全手続きをオンライン・ワンストップで行うことができるようになる予定です。本サービス開始後は、マイナポータルから法人設立に関連する各手続きで共通する申請項目は一度の入力で反映されるようになり、各機関への提出も本サービスによって行うことができるようになります。	

区分(案)	措置済
-------	-----